

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務名 大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託
- 2 委託場所 山梨県大月市初狩町3274番地 地内
- 3 委託内容 本約款に定めるとおり
- 4 委託期間 契約成立日から令和11年11月30日まで
- 5 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額金 円)
ただし、約款の定めるところに従って金額の改定がなされた場合(物価変動、業務量の変動及び制度変更による増減等)には、当該改定がなされた金額とする。
- 6 契約保証金 約款第11条に定めるとおりとする。

上記の業務について、発注者と受託事業者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、大月都留広域事務組合財務規則(平成12年規則第1号)第1条に基づき適用する大月市財務規則(平成21年規則第7号。以下「財務規則」という。)及び本約款に定めるところに従い公正な業務委託契約(以下「この契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受託事業者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和元年 月 日

発注者 山梨県大月市初狩町3274番地
大月都留広域事務組合
組 合 長 印

受託事業者
代表取締役 印

大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託
業務委託契約約款

目 次

第1章 用語の定義.....	1
第1条（用語の定義）	1
第2章 総則.....	3
第2条（目的及び解釈）	3
第3条（公共性及び受託事業者による業務の趣旨の尊重）	3
第4条（権利等の譲渡制限）	3
第5条（業務日程）	4
第6条（業務場所）	4
第7条（本業務の概要）	4
第8条（受託事業者の費用負担及び資金調達）	4
第9条（共同企業体）	4
第10条（許認可及び届出等）	4
第11条（契約の保証）	5
第12条（事前準備等）	6
第3章 運営管理業務.....	6
第13条（本業務の遂行体制の整備）	6
第14条（業務期間全体の業務実施計画書の提出及び承諾）	7
第15条（業務年度毎の業務実施計画書の提出及び承諾）	7
第16条（運営管理マニュアルの提出及び承諾）	7
第17条（本業務の遂行体制の確立）	8
第18条（業務開始日の遅延）	8
第19条（本業務の方法等の変更）	9
第20条（労働安全衛生管理）	10
第21条（第三者による実施）	10
第22条（一般廃棄物の受入れ及び管理）	10
第23条（受入一般廃棄物の性状確認への協力義務）	10
第24条（処理対象物の適正な処理）	11
第25条（一般廃棄物受入制約時の費用負担）	11
第26条（容量超過に関する措置）	11
第27条（本施設の修繕及び機器の更新）	11
第28条（施設見学者への対応等）	11

第 29 条 (地域住民対応等)	12
第 30 条 (非常時又は緊急時の対応等)	12
第 31 条 (本業務の報告)	12
第 32 条 (モニタリングの実施)	13
第 33 条 (業務不履行時の手続)	13
第 34 条 (損害等の発生)	14
第 4 章 委託料の支払	15
第 35 条 (委託料の支払)	15
第 36 条 (委託料請求の手続)	15
第 37 条 (委託料の改定)	15
第 38 条 (委託料の減額)	15
第 39 条 (特別措置等による委託料の減額)	16
第 40 条 (委託料の返還)	16
第 41 条 (法令等変更及び不可抗力)	16
第 42 条 (通知の義務等)	17
第 5 章 契約の終了	17
第 43 条 (契約期間)	17
第 44 条 (組合の事由による解除)	17
第 45 条 (受託事業者の事由による解除)	17
第 46 条 (組合の債務不履行等による解除)	19
第 47 条 (保全義務)	19
第 48 条 (関係書類の引渡し等)	19
第 49 条 (業務期間終了前の本業務の引継ぎ)	20
第 50 条 (業務終了に際しての措置)	20
第 6 章 雑則	20
第 51 条 (公租公課の負担)	20
第 52 条 (秘密保持)	21
第 53 条 (著作権等)	21
第 54 条 (著作権の侵害防止)	21
第 55 条 (産業財産権)	22
第 56 条 (遅延利息)	22
第 57 条 (管轄裁判所)	22
第 58 条 (疑義に関する協議)	22
第 59 条 (その他)	22

前文

発注者である大月都留広域事務組合（以下「組合」という。）は、大月都留ごみ処理場長期包括運営業務委託（以下「本業務」といい、第7条に定義される。）を実施するにあたり、民間の経営能力及び技術能力の活用により財政資金の効率的、効果的活用を図るために、本業務を長期包括運営業務委託に特定し、本施設の運営管理業務を受託事業者に対して長期的かつ包括的な業務として発注することとした。

組合は、本業務に関して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行う旨を公告及び募集要項等を公表し、「大月都留広域事務組合長期包括運営事業者選定技術審査委員会設置要綱」に基づいて設置された「大月都留広域事務組合長期包括運営事業者選定技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）」による事業者選定を経て、優先交渉権者[企業名_____]（以下「受託事業者」という。）を受託事業者として決定した。

組合と受託事業者は、本業務の実施に関して、以下の約款のとおり合意する。

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「委託料」とは、本施設の運営管理業務に係る経費の対価として組合が受託事業者に対して支払う料金をいい、業務期間を通じて原則「固定額」で支払われる。
- (2) 「運営管理業務」とは、本施設の運営管理（運転管理及び維持管理を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。その内容は別紙2「業務概要書」に記載される。
- (3) 「運営管理マニュアル」とは、要求水準書に定める本施設の安定した運転、保全及び職場の安全を保つために、受託事業者が作成するマニュアルをいう。
- (4) 「応募者」とは、本施設の運営管理業務の能力を有し、本業務に参加する単独企業又は複数の企業で構成される者（以下「グループ」という。）をいう。事業者選定の手順を経るごとに、その呼称は概ね「応募者」→「資格審査通過者」→「最優秀提案者」→「優先交渉権者」→「受託事業者」のように変化するものとする。
- (5) 「確認」とは、受託事業者が組合に書類の提出等をした場合、組合がその内容を把握し良否を判断した行為をいう。ただし、組合は、確認を行ったことを理由として何ら責任を負うものではない。
- (6) 「技術提案書」とは、「提案書類」のうち、資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、組合へ提出する技術的な内容の書類・図書をいう。
- (7) 「業務開始日」とは、運営管理業務が開始される日をいう。
- (8) 「業務開始予定日」とは、令和元年12月1日又は第11条第3項及び第17条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
- (9) 「業務期間」とは、受託事業者が運営管理業務を行う期間で、業務開始日から本業務期間満了日までをいう。業務委託期間と同義である。
- (10) 「業務実施計画書等」とは、要求水準書に定める「各種実施計画書」を指し、受託事業者が作成し組合の承諾を得るものをいう。
- (11) 「業務年度」とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (12) 「業務報告書等」とは、要求水準書に定める「各種報告書」を指し、受託事業者が作成し組合の承諾を得るものをいう。
- (13) 「契約金額」とは、この契約において本施設の運転管理業務に係る経費の対価として組合が受託事業者に対して支払う委託料の総額（支払予定額合計）をいう。
- (14) 「資格審査通過者」とは、参加表明のあった応募者のうち、参加資格審査（第1次審査）を通過した応募者をいう。

- (15) 「受託事業者」とは、優先交渉権者として選定され、組合と業務委託契約の締結した者をいう。略して「事業者」ともいう。
- (16) 「承諾」とは、受託事業者が組合に書類の提出等をした場合、組合がその内容を把握し良否を判断した結果、それをよしとして認める行為をいう。ただし、組合が承諾を行ったことを理由として、受託事業者の責任が減免されるものではない。
- (17) 「代表企業」とは、受託事業者が複数企業で構成される共同企業体又はグループの場合、構成企業を代表する企業をいう。
- (18) 「提案書類」とは、資格審査通過者が、募集要項等に規定する提案審査を受けるために組合へ期限内に提出する「技術提案書」「見積書」その他これらに付属又は関連する書類を総称していう。
- (19) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
- (20) 「不可抗力」とは、組合及び受託事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
- (21) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- (22) 「法令等変更」とは、法令等またはその解釈が制定、変更又は改廃されることをいう。
- (23) 「募集要項等」とは、公告の際に組合が公表する書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書、審査基準書、業務委託契約書（案）、様式集、図面等をいう。
- (24) 「本業務」とは、組合が実施する「大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託」をいう。
- (25) 「本業務の基準類」とは、法令等、この契約、募集要項等（主に要求水準書）、技術提案書、業務実施計画書等、運営管理マニュアル及びこの契約締結に至るまでの合意事項をいう。
- (26) 「本業務用地」とは、本業務を実施するために必要な用地全てをいう。
- (27) 「本施設」とは、平成 15 年 4 月に稼働開始した「大月都留ごみ処理場」に属する全ての施設をいう。
- (28) 「モニタリング」とは、業務期間にわたり、受託事業者が提供する公共サービスの水準を組合が監視（測定・評価）する行為をいう。
- (29) 「優先交渉権者」とは、審査委員会から最優秀提案者の選定を受けて、業務委託契約の締結を予定する者として組合が決定した資格審査通過者をいう。
- (30) 「要求水準書」とは、公告の際に組合が公表する書類の一部として公表した

「大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託 要求水準書」（その後の修正及びこれに関する質問に対する組合の回答を含む。）であり、本業務の業務範囲の実施について、組合が要求する水準を示す書類及び図書をいう。

(31) 「リスク」とは、本業務の実施に当たり、業務委託契約締結の時点ではその影響を正確には想定できない、不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をいう。

第2章 総則

（目的及び解釈）

第2条 この契約は、組合及び受託事業者が相互に協力し、本業務を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

2 受託事業者は、本業務の基準類に従って本業務を遂行するものとし、それら各書類の間に齟齬がある場合、原則、法令等、この契約、募集要項等（主に要求水準書）、技術提案書、業務実施計画書等、運営管理マニュアルの順にその解釈が優先する。また、それら各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものを優先するものとする。ただし、組合及び受託事業者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定することができる。

3 この契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、この契約及びこの契約の解釈に影響を与えるものでない。

（公共性及び受託事業者による業務の趣旨の尊重）

第3条 受託事業者は、本施設が公共施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施に当っては、受託事業者はその趣旨を尊重しなければならない。

2 受託事業者は、組合の求めるところに応じて、本業務に係る組合の管理及び検査に対し、必要な書類その他の資料の作成その他の協力を行わなければならない。

3 組合は、本業務が受託事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（権利等の譲渡制限）

第4条 受託事業者は、この契約に基づき組合に対して有する本業務に係る債権の全部若しくは一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。

2 受託事業者は、この契約その他本業務に関して組合との間で締結した契約に基づき受託事業者が有する契約上の地位の全部若しくは一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。

(業務日程)

第5条 本業務は、別紙1「業務日程」に記載される日程に従って実施されるものとする。

(業務場所)

第6条 受託事業者は、本業務用地につき、善良なる管理者の注意をもって管理を行う。

2 受託事業者は、この契約で認められた用途以外の目的で本業務用地を使用することはできない。また、第三者に対しても、この契約で認められた用途以外の目的で本業務用地を使用させてはならない。

3 受託事業者は、本業務用地及び本施設につき、担保権の設定その他の処分行為を行うことはできない。

(本業務の概要)

第7条 本業務は、本業務の基準類に定められた運営管理業務及びその他これに付随又は関連する一切の業務により構成されるものとし、その内容は別紙2「業務概要書」に規定する。

(受託事業者の費用負担及び資金調達)

第8条 本業務について、受託事業者のなすべき義務の履行に関する全ての費用は、組合が受託事業者を支払う委託料及びこの契約に定める組合が負担すべきその他の費用を除き、受託事業者が全て負担する。また、本業務に関する受託事業者の資金調達は、この契約に別段の規定がある場合を除き、受託事業者が自己の責任において全て行う。

(共同企業体)

第9条 受託事業者が共同企業体又は複数企業で構成されるグループの場合、組合は、本業務委託契約に基づく全ての行為を代表企業に対して行い、組合が当該代表企業に対して行った本業務委託契約に基づく全ての行為は、当該企業体又はグループを構成する全ての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受託事業者は、組合に対して行う本業務委託契約に基づく全ての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

2 前項の場合、受託事業者を構成する各構成企業は、本業務委託契約上の債務につき連帯して責任を負い、本業務委託契約上の損害については、連帯してこれを賠償する。

(許認可及び届出等)

第10条 受託事業者は、この契約上の義務を履行するために必要とされる許認可及

び届出（以下「許認可等」という。）について、その責任及び費用において許認可等を申請し、これを取得し又は届出を行い、これを維持しなければならない。許認可等には、本業務の実施に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の工業所有権の登録あるいはその実施権の取得も含まれるものとする。

- 2 本業務遂行に関連して、受託事業者が単独又は共同でなした発明、考案又は創作については、受託事業者は直ちにこれを書面にて組合に通知し、かつ自らが積極的に特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の工業所有権を出願するよう努力するものとする。
- 3 受託事業者が組合に対して許認可等に係る協力を求めた場合、組合は、受託事業者による第1項に定める許認可等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 4 組合が本業務に関し許認可等の手続を実施するにおいて必要があり、受託事業者に対して協力を求めた場合、受託事業者は、組合による許認可等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

（契約の保証）

第11条 受託事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号及び第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を組合に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の寄託
 - (3) この契約の債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約の債務不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 第1項各号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項及び第5項において「保証の額」という。）は、契約金額を委託期間の10年間で除した平均金額（すなわち各年度の委託料）に10分の1以上を乗じた金額としなければならない。なお、その支払方法等については、別紙4「委託料の支払方法」に従う。
 - 3 第1項の規定により、受託事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 各年度の委託料に変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料年額の10分の1に達するまで、組合は、保証の額の増額を請求することができ、受託事業者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、既納の契約保証金に対応する委託料年額と当該増減後の委託料年額との差額が契約保証金額の3割以内であ

る場合は、この限りでない。

- 5 受託事業者がこの契約による債務を履行しないときは、契約保証金（第1項第2号以下に規定する保証を含む。）は違約金の一部として組合に帰属するものとする。ただし、債務不履行が翌年度以降に継続する場合は、受託事業者は追加の違約金（債務不履行の場合は、不履行が継続する各年度の委託料年額総額の10分の1とし、契約解除の場合は、契約残期間の委託料年額総額の10分の1の金額とする。）を組合に支払わなければならない。なお、違約金及び損害が保証の額を超過するときは、受託事業者はその違約金及び損害を賠償しなければならない。
- 6 組合は、この契約が終了したときは、契約保証金（第1項第2号以下に規定する保証を含む。）を、受託事業者が組合に対して支払うべき債務があるときはこれを控除して、無利息で受託事業者に戻還する。

（事前準備等）

第12条 受託事業者は、契約締結後から業務開始日までの期間（以下「事前準備期間」という。）に、自己の責任と費用負担において、組合の承諾を得た上で、本施設及び本業務用地につき必要な調査（以下「事前調査」という。）を行う。

- 2 事前準備期間に受託事業者が行った事前調査の過失又は錯誤に起因して、組合又は受託事業者が発生した損害、損失又は費用（本業務を遂行するに当たり受託事業者において生ずる追加的な費用を含む。）は、受託事業者がこれを負担するものとする。
- 3 事前調査を行った結果、当該事前調査に過失又は錯誤がないにもかかわらず、受託事業者において追加的な費用が発生する場合で、当該費用の増加原因が募集要項等及び本施設等の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、別紙4「委託料の支払方法」の規定に従って合理的な範囲において組合がこれを負担する。またその場合、組合は、組合と受託事業者との協議により決定される方法に従って、受託事業者に対して支払う。なお、組合及び受託事業者は、当該協議に際して、業務開始予定日の変更についても協議することができる。

第3章 運営管理業務

（本業務の遂行体制の整備）

第13条 受託事業者は、第17条の規定に従い、業務開始予定日までに、本施設に関する募集要項等及び技術提案書に基づき、本業務の遂行体制に必要な人員を確保し、かつ、本業務を遂行するために必要な引継ぎ、教育訓練、研修等（以下「研修等」という。）を行わなければならない。

- 2 受託事業者は、前項に定める本業務の遂行体制を整備し、研修等が完了し本業

務を開始することが可能となった時点において、組合に対して通知を行う。

- 3 組合は、前項に定める通知を受領した後、業務開始予定日までに、募集要項等及び技術提案書に従った本業務の遂行体制が整備されていることを確認するため、本施設内に立ち入り調査し受託事業者の説明を求めることができる。なお、受託事業者は、組合による調査に最大限協力しなければならない。

(業務期間全体の業務実施計画書の提出及び承諾)

第 14 条 受託事業者は、本業務の開始にあたり、業務開始予定日の 30 日前までに、この契約、募集要項等（主に要求水準書）、技術提案書、及び本契約締結に至るまでの合意事項に基づき、別紙 3 「提出書類の構成及び内容」第 1 項の定めるところに従って、本業務終了までの業務期間を通じた業務実施計画書を作成し、組合の承諾を得なければならない。

- 2 受託事業者は、前項の定めに従って組合の承諾を得られた業務実施計画書に関し、本業務の実施過程において改訂が必要な新たな事項が判明した場合は、遅滞なく記録して業務実施計画書にその内容を反映及び改訂し、組合に対して提出し組合の承諾を得るものとし、以後も同様に行う。

(業務年度毎の業務実施計画書の提出及び承諾)

第 15 条 受託事業者は、業務年度毎に各年度の業務が開始する 30 日前までに、業務に関わる年度毎の業務実施計画を作成の上、組合に提出し組合の承諾を得なければならない。

- 2 受託事業者は、年度毎の業務実施計画に基づき、月間の運営計画等を作成し、組合の承諾を得なければならない。これに係る時期については、組合及び受託事業者が協議の上、定めるものとする。
- 3 業務実施計画書の記載事項については、要求水準書に示すところに従い定めるものとする。
- 4 受託事業者は、要求水準書に定められた所要の性能及び機能を保つため、募集要項等（主に要求水準書）、技術提案書、前条及び本条に定める業務実施計画書に従って本業務を実施しなければならない。また本条に定める業務実施計画書に改訂が必要となった場合には、前条第 2 項を準用する。

(運営管理マニュアルの提出及び承諾)

第 16 条 受託事業者は、本施設の業務開始予定日の 30 日前までに、法令等、この契約、募集要項等（主に要求水準書）及び技術提案書に従って、安定した本施設の運転、保全及び職場の安全を保つために必要な運営管理マニュアルを作成し、組合に提出しなければならない。ただし、運営管理マニュアルの作成にあたっては、組合の方針や施策との整合を図ることに留意する。

- 2 組合は、前項の規定に基づき提出された運営管理マニュアルが、法令等、この

契約、募集要項等（主に要求水準書）及び技術提案書を遵守しているか否かにつき検討し、提出から合理的期間内に、受託事業者に対して当該運営管理マニュアルを承諾する旨又は違反等がある場合は承諾しない旨を不適切な部分及び理由を指摘して通知する。

- 3 前項の承諾しない旨の通知を受けた後速やかに、受託事業者は、組合に協議を申し入れることができる。組合は、かかる協議の結果に基づき運営管理マニュアルの変更が必要と判断した場合には、受託事業者に対して運営管理マニュアルの変更の指示を行う。また、前項の通知後速やかに受託事業者が組合に対して協議を申し入れなかった場合には、組合が受託事業者に対して運営管理マニュアルの変更の指示を行ったものとみなす。
- 4 受託事業者は、前項による組合の運営管理マニュアルの変更の指示を受けた日から合理的期間内に、自らの責任及び費用をもって運営管理マニュアルを変更し、組合の承諾を得なければならない。
- 5 前項記載の運営管理マニュアルの変更、またはそれ以外の運営期間中における運営管理マニュアルの改定若しくは変更にあたっては、第1項ただし書きの規定に従うものとする。

（本業務の遂行体制の確立）

第17条 受託事業者は、本業務を滞りなく遂行できるよう本業務の基準類に従って、本業務全般を総合的に把握し、組合及び関係機関等との調整を行う総括責任者、総括責任者補佐及びその他必要な有資格者（本条において、「本業務従事職員」という。）を選任・配置して実施体制を整えなければならない。本業務従事職員の氏名、有する資格等を記載した本業務従事職員名簿を作成し、組合に提出して、平常時及び緊急時の組合及び関係機関への連絡体制を整備しなければならない。

- 2 受託事業者は、本業務従事職員に異動があった場合、その都度届出なければならない。この場合における届出は、最新の名簿を添えて異動のある本業務従事職員を書面で通知することにより行う。
- 3 組合は、特定の本業務従事職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、受託事業者に対しその交代を求めることができ、受託事業者はこれに従わなければならない。

（業務開始日の遅延）

第18条 組合の責めに帰すべき事由により、本施設の全部又は一部に係る業務開始日が業務開始予定日より遅延した場合、組合は、当該遅延に伴い受託事業者において生ずる損害、損失又は費用について、組合と受託事業者との協議により決定される場所に従って、受託事業者に対してこれを支払う。ただし、当該費用には、本業務を遂行するに当たり受託事業者において当該遅延により生じた合理的な追加費用を含むものとし、運営期間が短くなることにより受託事業者が逸失す

ることとなる利益（運営期間について想定されていた本業務に係る想定委託料を含むが、これに限られない。）を除く。

- 2 受託事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の全部又は一部に係る業務開始日が業務開始予定日より遅延した場合、受託事業者は、当該遅延に伴い受託事業者において生ずる損害、損失又は費用（本業務を遂行するに当たり受託事業者において当該遅延により生じた合理的な追加費用を含む。）を負担するほか、業務開始予定日の翌日から業務開始日（同日を含む）までの期間について、当該年度の委託料を基準として、契約締結日における財務規則第 146 条第 3 項に定める割合で計算した遅延損害金を遅延日数に応じて日割計算により直ちに組合に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害、損失又は費用（本業務を遂行するに当たり受託事業者において当該遅延により生ずる追加費用を含む。）があるときは、受託事業者はそれらを負担し、組合に支払うべきものがあれば直ちに組合に対して支払う。
- 3 前 2 項にかかわらず、本施設の業務開始の遅延が不可抗力による場合、受託事業者は、当該遅延に伴い受託事業者において生ずる損害、損失又は費用（本業務を遂行するに当たり受託事業者において当該遅延により生じた合理的な追加費用を含む。）を負担する。また、本施設の業務開始の遅延が法令等変更による場合、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び損失費用に相当する額のうち、別紙 10「法令等変更による損害等の負担割合」に定める受託事業者の負担割合により算出される額については、受託事業者がこれを負担する。
- 4 この契約の定めるところに従って業務開始予定日が変更された場合、本条第 2 項に規定する遅延損害金は、組合と受託事業者とが合意の上変更した業務開始予定日より更に遅れた場合でも発生するものとする。
- 5 この契約の定めるところに従って業務開始予定日が変更され、運営期間が短くなった場合、その短縮期間に相当する委託料を減額するものとする。

（本業務の方法等の変更）

第 19 条 受託事業者は、本業務を滞りなく遂行できるよう、本業務の基準類に従って本業務を実施するとともに、その機能を維持するために必要となる本施設の修繕、改良等の適切な措置を講じなければならない。

- 2 受託事業者は、合理的な理由がある場合、組合と協議の上、本業務の基準類に規定された運営管理の方法を変更することができる。この変更起因して受託事業者の費用の増加が生じたときは、組合及び受託事業者が協議の上、負担割合について定めるものとする。
- 3 組合は、受託事業者に対し、本業務の基準類に規定された運営管理の方法の変更を求めることができる。
- 4 前項の変更が組合の責めに帰すべき事由による場合で、この変更起因して本施設の運営管理費につき追加費用が発生したときには、組合が当該追加費用を合

理的な範囲で負担する。

- 5 第3項の変更が受託事業者の責めに帰すべき事由による場合で、この変更起因して本施設の運営管理費につき追加費用が発生したときには、受託事業者が当該追加費用を合理的な範囲で負担する。
- 6 第3項の変更が組合及び受託事業者の責めに帰すことのできない事由による場合で、この変更起因して受託事業者に追加費用が生じたときは、組合と受託事業者との協議により負担割合について定めるものとする。
- 7 第2項又は第3項に基づいて本施設の運営管理の方法が変更され、これにより運営管理費が減少した場合、委託料からかかる減少相当分が減額されるものとする。

(労働安全衛生管理)

第20条 受託事業者は、本施設の業務期間を通じて、本業務の基準類に従って労働安全衛生の管理に努めなければならない。

(第三者による実施)

- 第21条 受託事業者は、本業務を実施するに当たり、事前に組合に通知し組合の承諾を得た場合に限り、第三者に本業務の一部を委託し又は請け負わせることができる。
- 2 受託事業者は、前項の場合を含め、第三者に本業務の一部を委託し又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他組合が求める事項を組合に届け出なければならない。
 - 3 受託事業者が使用する第三者に対する一切の運営管理業務の委託又は請負は、すべて受託事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして受託事業者が責任を負う。
 - 4 受託事業者は、委託し又は請け負わせる第三者を変更する場合、前3項の規定に従う。

(一般廃棄物の受入れ及び管理)

第22条 組合は、自らの責任と費用において、募集要項等（主に要求水準書）に規定する性状の可燃ごみ等を受託事業者の指定する受入設備へ搬入し、受託事業者は、可燃ごみ等を適切に管理しなければならない。

(受入一般廃棄物の性状確認への協力義務)

第23条 組合は、募集要項等（主に要求水準書）に記載された受託事業者の行う本施設の測定項目に加えて、自らの費用負担で可燃ごみ等の性状確認を行うことができる。このとき、受託事業者はこれに協力しなければならない。

(処理対象物の適正な処理)

第 24 条 受託事業者は、第 22 条の規定に従い本施設に搬入された可燃ごみ等を募集要項等（主に要求水準書）の要件を満足するように、法令等に従って適正処理を行わなければならない。

2 処理不適物などの混入による損害が受託事業者が発生した場合は、受託事業者は組合に対しその理由とその因果関係を記した書類を提出の上、損害の賠償を求めることができる。ただし、当該損害の負担割合については、組合及び受託事業者で協議し定めることができる。

3 法令等の変更に伴い処理対象物に関して変更等があった場合、増減する費用の金額は、組合及び受託事業者で協議し定めることができる。

(一般廃棄物受入制約時の費用負担)

第 25 条 受託事業者は、自らの責めに帰すべき事由により第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の事態を来した場合には、施設の運転再開のための修理費等の追加費用を負担する。

2 組合は、自らの責めに帰すべき事由により第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の事態を来した場合には、施設の運転再開のための修理費等の費用を負担する。

3 第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の事態が、組合及び受託事業者のいずれの責めにもよらない場合、施設の運転再開のための修理費等の費用の負担は、組合及び受託事業者の協議により定める。

(容量超過に関する措置)

第 26 条 事業期間中、本施設の稼働停止、廃棄物処理能力の低下等の原因により、本施設において可燃ごみ等が受入ピット等の貯留又は保管の容量を超えるおそれが生じると組合が判断した場合、これらを処理する代替方策（以下「緊急代替処理方策」という。）を組合が策定する。この場合、受託事業者は、緊急代替処理方策の策定に合理的な範囲で協力するとともに、本施設の稼働についても最大限対応する。

2 受託事業者は、前項に規定する場合、組合の策定した緊急代替処理方策に従う。

(本施設の修繕及び機器の更新)

第 27 条 受託事業者は、本業務の基準類に従い、本施設の修繕及び機器の更新等を、自らの責任と費用において実施しなければならない。ただし、組合の責めに帰すべき事由により本施設の修繕及び機器の更新を行った場合、組合はこれに要した一切の費用を負担する。

(施設見学者への対応等)

第 28 条 組合は、本施設への見学者及び行政視察等への対応を行うものとし、受託

事業者は、組合の要請に基づき可能な範囲内で協力する。

(地域住民対応等)

第 29 条 受託事業者は、常に適切な運転管理を行うことにより、ごみ処理事業が近隣住民の理解と信頼の向上に寄与するよう努めることとする。

- 2 受託事業者は、組合と近隣住民等との今までの関係を十分理解し、これを遵守しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、本施設の運営管理に関して近隣住民等から意見等があった場合には、受託事業者は、その旨を組合へ報告することとする。

(非常時又は緊急時の対応等)

第 30 条 受託事業者は、災害や事故等の非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、業務実施計画書等及び運営管理マニュアルに基づき、発生した事態に応じて直ちに必要な措置を講じ、周辺環境への影響について調査するとともに、組合及び関係機関に報告しなければならない。また、受託事業者は、組合に全面的に協力し早期復旧に努めなければならない。

- 2 受託事業者が、本施設の不具合及び故障等を発見した場合又は組合の職員等により本施設の不具合及び故障等に関する通報や苦情を受けた場合、受託事業者は、直ちに組合と協議の上で発生した事態に応じて必要な措置を講じなければならない。この場合において、緊急に対処する必要があると判断した場合は、受託事業者は、速やかに適切な応急処置を行った上で組合に報告する。ただし、軽微なものについては、その直後に提出される業務報告書の提出をもって組合に対する報告に代えることができる。
- 3 本施設に関する重大な事故が発生した場合には、組合は調査を遂行するために、組合及び受託事業者以外の第三者により構成される委員会（以下「事故調査委員会」という。）を設置することができる。
- 4 受託事業者は、構成市の地域防災計画等に従い、緊急防災マニュアルを、第 16 条に規定する運営管理マニュアルの一部として、作成し提出しなければならない。大規模地震対策特別措置法に基づき警戒宣言が発令された場合、受託事業者は、予め作成した緊急防災マニュアルに従い、施設の停止を実施するなど組合と十分な連携を図らなければならない。

(本業務の報告)

第 31 条 受託事業者は、業務期間中、本業務の基準類に基づき別紙 3「提出書類の構成及び内容」第 3 項の定めるところに従って、本業務の実施状況を正確に反映した業務報告書等を作成し、組合に提出しなければならない。

- 2 受託事業者は、前項の報告のほか、本業務用地の中で発生した事故、第三者又は近隣住民からの苦情等及び当該苦情等への対応など、組合への報告に緊急性を

要する事項については、随時報告を行う。

(モニタリングの実施)

第 32 条 組合は、業務期間中、自らの責任及び費用負担において、本業務の基準類に定められた業務の水準及び内容（以下「業務水準」という。）によるサービスが提供されていること並びに本施設が継続的に稼働可能な状態であることを確認するため、別紙 6 「モニタリングの実施」に従い、以下の方法によりモニタリングを実施する（以下「定期モニタリング」という。）。

(1) 業務報告書等の確認

組合は、受託事業者が組合に提出した前条に定める業務報告書等を確認する。

(2) 立入検査

組合は、必要に応じて随時、本施設に対する立入検査を行う。

2 組合は、業務期間中、前項の規定にかかわらず必要と認める場合には随時、本施設の本業務について、受託事業者に事前に通知した上で、受託事業者に対して説明を求め又は本施設においてその運営及び維持管理状況を立会の上確認することができる（以下「随時モニタリング」という。）。

3 本業務実施の全部又は一部について、組合は、各種モニタリングの実施を理由として何ら責任を負担するものではない。

(業務不履行時の手続)

第 33 条 組合は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、本施設の安全性、環境保全その他の観点から、本施設の稼働停止及び改善措置（以下「停止改善措置」という。）を取ることができる。

① 定期モニタリングの結果、本業務の内容が要求水準を満たさず、本施設の停止措置が必要であると組合が判断した場合。

② 本業務の遂行に重大な影響を及ぼす事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、本施設の停止措置が必要であると組合が判断した場合。

また、業務の遂行に重大な影響を及ぼす事故等の発生により、受託事業者の判断で本施設の全部又は一部を停止し、組合が随時モニタリングを実施して、その停止状態を確認した場合においても停止改善措置の手続きを行う。

2 組合は、前項の規定にかかわらず、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、本施設の稼働を継続しつつ改善措置（以下「継続改善措置」という。）を取ることができる。

① 定期モニタリングの結果、運営管理業務の内容が要求水準を満たしていないものの、本施設の稼働を継続できると組合が判断した場合。

② 事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、その影響が軽微なため本施設の稼働を継続できると組合が判断した場合。

3 前 2 項により改善措置の通告対象となる事象は、次のとおりである。

- (1) 環境基準の不遵守
 - (2) 機器・設備等の性能未達
 - (3) 予定業務の未実施あるいは放棄
 - (4) 災害時の対策不良
 - (5) 安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生
 - (6) 計画処理量の大幅な未達
 - (7) その他組合が改善の必要があると判断した場合
- 4 組合及び受託事業者は、停止改善措置又は継続改善措置のそれぞれに応じて別紙7「業務の改善措置及び委託料減額の基準と方法」及び第38条に規定する業務不履行による委託料の減額を含む手続を行うものとする。

(損害等の発生)

第34条 受託事業者は、本施設の本業務遂行に際して、自ら及び組合又は第三者に損害、損失、費用等（本施設の滅失若しくは毀損等に起因する組合の損害を含む。以下「損害等」という。）が発生したこと又は発生するおそれを認識した場合、損害等の発生又は拡大を防止するために必要な合理的措置を講じた上で、その旨を組合に対して直ちに報告し、組合の指示に従わなければならない。損害等が発生した場合において、受託事業者は、自ら及び組合又は第三者が被った当該損害等の一切を負担するものとし、組合又は第三者から請求があった場合、直ちにこれを賠償又は補償する。ただし、当該損害等の発生が、組合又はその他第三者の責めに帰すべき場合若しくはその他受託事業者の責めに帰すべからざる事由に起因する場合には、受託事業者は、当該損害等を賠償又は補償する義務その他の責任を免れることができる。

- 2 受託事業者は、前項に定める損害賠償に係る債務を担保するため、業務期間につき、自己又は本業務従事職員は、別紙8「受託事業者等が付保する保険」に記載される保険に加入し、又は加入させるものとする。この場合、受託事業者は、当該保険に係る保険証券又はその他の書面で保険の内容を示すものを、その加入後速やかに、また、その更新があったときは、その更新後速やかに組合に提出して、組合の承諾を受けなければならない。
- 3 前項の定めにかかわらず、受託事業者は、自己又は本業務従事職員が既に加入済みの保険が、業務期間につき、本施設又は本業務に付随関連する事故を保険事故として保険の対象に網羅しており、自己又は本業務従事職員をして別紙8「受託事業者等が付保する保険」に記載される保険に加入し、又は加入させることと実質的に同様の効果を得られ、かつ、本条第1項に定める損害賠償に係る債務を担保されるものと組合が認める場合には、当該保険を維持することにより、前項に基づく義務の履行に代えることができる。この場合も前項と同様に、受託事業者は、当該保険に係る書類を組合に提出し組合の承諾を受けなければならない。

第4章 委託料の支払

(委託料の支払)

- 第35条 組合は、事業期間において、受託事業者に対し別紙4「委託料の支払方法」の規定に従い委託料を支払う。
- 2 組合は、別紙4の規定及び第36条第2項に規定する請求に基づき、当該請求書を受領した日から30日以内（以下「支払期限日」という。）に、受託事業者に対して業務遂行の対価としての委託料を支払わなければならない。
- 3 受託事業者は、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、支払期限日の翌日から当該支払の完了した日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第14条により準用される第8条1項が規定する財務大臣が決定する率で計算した遅延損害金の支払いを組合に請求することができる。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。
- 4 この契約が第43条に定める契約期間前に終了した場合は、当該月の委託料は日割りで計算して支払う。

(委託料請求の手続)

- 第36条 受託事業者は、各業務年度の月毎に当該月の終了後速やかに、第31条に規定する業務報告書等を作成し、組合の承諾を受けるものとする。
- 2 受託事業者は、業務報告書等について組合の承諾を得た後、これに基づいた委託料の請求書を作成し、組合に請求する。

(委託料の改定)

- 第37条 委託料については、別紙5「委託料の改定」に定める事項について、見積り条件と大幅に異なる事態が生じた場合には、協議に基づき委託料の改定を行うことができるものとする。
- 2 前項の協議は、組合又は受託事業者からの申し入れにより実施するものとし、双方誠意をもって協議を行う。

(委託料の減額)

- 第38条 第32条の定めるモニタリングの結果、本施設の本業務につき業務水準を満たしていない事項が存在することを組合が確認した場合、組合は、受託事業者に対して、別紙7「業務の改善措置及び委託料減額の基準と方法」に定めるところに従い、当該事項の改善又は復旧を行うよう勧告することができ、また、委託料の減額、返還若しくは支払の留保を請求することができる。この場合、受託事業者は、かかる組合の勧告及び請求に従う。
- 2 更新された機器、設置された設備、納品された長寿命化総合計画等、本契約に

基づき受託事業者が組合に納品する一切の成果物について、不合格の場合や納品後に不備（瑕疵等）が判明した場合には、前項を準用する。

（特別措置等による委託料の減額）

第 39 条 法令等変更により、本業務の基準類の変更が可能となり、当該変更によって委託料の減額が可能な場合、組合は本業務の基準類について必要な変更を行い、委託料を減額することができる。

2 この契約に規定されたもの以外で本業務に関する特別な措置（受託事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じた場合、組合と受託事業者とは、委託料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行い、協議が調ったときは委託料を減額する。

（委託料の返還）

第 40 条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、受託事業者は、委託料のうち当該虚偽記載がなければ組合が減額し得た金額相当額を直ちに組合に返還しなければならない。なお、組合は受託事業者からの返還にかえて、未払いの委託料からかかる返還額に相当する額を減額して支払うことができる。

2 前項の虚偽の記載が意図的であることが判明した場合には、組合は、返還相当額の 2 倍の額の返還を求めることができる。

（法令等変更及び不可抗力）

第 41 条 法令等変更又は不可抗力により次の各号に該当する事態が発生した場合、組合及び受託事業者は、本業務の基準類の変更、損害等の負担、並びにその他必要となる事項について協議するものとする。

(1) 組合及び受託事業者又はそのいずれかが損害等を被る若しくはそのおそれがある場合

(2) 本業務の基準類に基づく業務水準の確保ができなくなる若しくはそのおそれがある場合

(3) その他本業務の実施が不可能となる若しくはそのおそれがある場合

(4) 本業務の基準類に基づく業務水準を確保するために、追加的な費用が必要となる若しくはそのおそれがある場合

2 法令等変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合、組合は受託事業者に対して、当該法令等変更又は不可抗力に対する対応を合理的な範囲で指図することができる。受託事業者は、当該指図に従い本業務を継続するものとし、また、損害等の負担は別紙 9「不可抗力による損害等の負担割合」及び別紙 10「法令等変更による損害等の負担割合」に記載する負担割合によるものとする。

3 前項の定めにかかわらず、法令等変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に

第1項の協議が調わない場合、組合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。これにより、受託事業者に損害、損失又は費用が生じたとしても、組合はその責めを負わない。

(通知の義務等)

第42条 受託事業者は、この契約締結後に法令等変更又は不可抗力により、前条第1項各号に定める事態が生じると判断した場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを組合に対して通知しなければならない。

2 組合及び受託事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、この契約に基づく自己の義務が適用法令等に違反することとなった場合又は不可抗力により履行不能となった場合、その履行義務を免れる。ただし、組合又は受託事業者は法令等変更又は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

第5章 契約の終了

(契約期間)

第43条 この契約の契約期間は、本契約締結日から令和11年11月31日までとする。ただし、この契約の定めるところに従ってこの契約が解除されたときは、この契約はその時点において終了する。

(組合の事由による解除)

第44条 組合は、本業務実施の必要がなくなった場合又は本施設の転用が必要となったと認める場合には、受託事業者に対して180日以上前に通知を行うことにより、この契約を解除することができる。

2 第1項の規定に基づき、この契約が終了したときは、組合は、受託事業者が生じた一切の損失補償として、未払いの委託料（本業務の実施を要しなくなったことにより免れた費用に相当する額を控除する。）を支払う。受託事業者は、この損失補償を除くほか名目のいかなを問わず、損害賠償、費用償還その他の請求をすることができない。

(受託事業者の事由による解除)

第45条 この契約の締結以降において、次の各号のいずれかに該当する受託事業者の債務不履行があった場合、組合は、受託事業者に対して通知した上で、この契約を解除することができる。

(1) 受託事業者の責めに帰すべき事由により、組合の通告にもかかわらず、受託事業者が本業務の基準類に従った本業務を行わないとき

- (2) 受託事業者が業務報告書等において著しい虚偽の記載を行ったとき
 - (3) 受託事業者が本業務を放棄したとき
 - (4) 受託事業者の債務不履行の有無にかかわらず、受託事業者が自らの破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産法制上の手続について、受託事業者の取締役会等でその申立を決議したとき
 - (5) 受託事業者の債務不履行の有無にかかわらず、受託事業者に対して破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき
 - (6) 受託事業者が重大な法令等の違反をしたとき
 - (7) 受託事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき
 - (8) 受託事業者が贈賄・談合等著しく組合との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
 - (9) 受託事業者が、組合事務事業からの暴力団等排除対策要綱（平成24年告示第46号）に基づく排除措置を受けたとき
 - (10) 前7号に規定する場合のほか、受託事業者から業務続行不能届が提出されたとき、その他受託事業者がこの契約の条項に違反し、客観的にその違反により契約の目的を達することができないと組合が合理的に判断したとき
- 2 前項によりこの契約を解除した場合、受託事業者は違約金（契約保証金及び契約解除日の翌年度から委託期間満了年度までの各年度委託料の総額の10分の1の額とする。）を組合に対して支払う。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。なお、違約金及び損害が保証の額を超過するときは、受託事業者はその違約金及び損害を賠償しなければならない。
- 3 この契約の解除日以降、組合は、本業務に係る委託料のうち未払い分について支払義務を免れるものとし、この契約の解除日が属する支払対象期間に関する委託料の支払に関しては、実働ベースで精算を行うことができる。
- 4 業務開始後に受託事業者の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除され、かつ、受託事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷している場合、受託事業者は組合に対して必要な修繕費を支払う。ただし、全壊、若しくは損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断される場合には、組合は、受託事業者に対して、受託事業者の責任と費用で本施設の取壊し及び本業務用地の原状回復を求めることができる。受託事業者が正当な理由なく相当な期間内に原状回復を完了しない場合は、組合が代わって原状回復し、これに要した費用を受託事業者に対して請求することができる。また、組合は受託事業者のかかる原状回復費

用支払債権と、第3項に基づく組合の委託料支払債務とを対等額で相殺することにより、決済することができる。

- 5 組合が被った損害額が第2項の違約金の額を超過する場合は、組合は、かかる超過額について受託事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 6 前項までの手続終了後、新たな受託事業者が選定されるまでの期間、受託事業者は、自らの責任及び費用において本施設の運営に中断が生じないよう暫定的な措置を講じなければならないものとする。この場合、受託事業者は、自らの責任及び費用において速やかに、本業務委託契約に従って本業務を遂行することができる代替企業を探索し、それら代替企業へ運営管理業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行わなければならない。

(組合の債務不履行等による解除)

第46条 受託事業者は、組合がこの契約に基づいて履行すべき支払いを遅延した場合で、組合が受託事業者から請求書を受領した日から30日を経過しても支払いを行わないときには、組合に書面で通知しこの契約を解除することができる。

- 2 前項の規定に基づき受託事業者がこの契約を終了させたときには、組合は、受託事業者に対し未払いの委託料（本業務の実施を要しなくなったことにより免れた費用に相当する額を控除する。）を支払う。
- 3 第1項の場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第14条により準用される第8条1項が規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延損害金の支払いを受託事業者は組合に請求することができる。
- 4 本条の規定は、受託事業者の組合に対する損害賠償請求を妨げない。

(保全義務)

第47条 受託事業者は、解除の通知がなされた日から運営管理業務の引継ぎ完了のときまで、本施設について自らの責任及び費用において必要な保全措置をとらなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第48条 受託事業者は、運営管理業務の引継ぎ完了と同時に、組合に対して、本施設の修補に係る書類並びに本施設の運営管理業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡す。

- 2 組合は、前項に基づき提出を受けた図書等を本施設の運営管理のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。）することができる。また受託事業者は、組合による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとる。

(業務期間終了前の本業務の引継ぎ)

第 49 条 業務期間終了前若しくは本業務の委託終了に際して、長期包括委託等により組合が本施設を継続して使用する場合、終了日までに受託事業者は、組合又は次の受託事業者に対して、本施設の運営管理業務に関する必要な事項を説明し、かつ、適宜本施設の運営管理業務に関する記録、業務計画書等及び運営管理マニュアル、申し送り事項その他資料を提供するほか、積極的に引継ぎに必要な協力を行わなければならない。

2 前項に定める引継ぎに要する方法等については、組合及び受託事業者との協議の上、決定する。

(業務終了に際しての措置)

第 50 条 受託事業者は、理由の如何を問わずこの契約が終了した場合において、本業務用地又は本施設内に受託事業者が所有又は管理する業務機械器具、什器・備品その他のもの（以下「当該器材等」という。）を撤去しなければならない。ただし、組合及び受託事業者との協議により、必要に応じて組合が買い取る場合もあるものとする。

2 組合及び受託事業者は、前項に規定する当該器材等の処置内容について協議する。この場合、受託事業者は必要な費用を負担する。

3 組合は、受託事業者が正当な理由なく、相当の期間内に第 1 項に規定する当該器材等の撤去処置を実施しない場合又は本業務用地から退去しない場合、受託事業者に代わって当該器材等を処分し、本業務用地又は本施設の修復、片付け、本業務用地からの退去請求及びその他適当な処置を行うことができる。この場合、受託事業者は、これらの措置に必要な費用を負担しなければならない。

第 6 章 雑則

(公租公課の負担)

第 51 条 この契約に関連して生じる公租公課は、この契約に別段の定めがある場合を除き、受託事業者がこれを負担する。ただし、本契約締結時点において組合及び受託事業者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が受託事業者に発生した場合、受託事業者は、その負担及び支払方法について組合と協議することができる。

2 組合は、受託事業者に対して委託料に対する消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）を支払うほか、消費税率及び地方消費税率に係る法令等変更にとまなう増税分を支払う以外は負担しない。

(秘密保持)

第 52 条 組合及び受託事業者の双方は、この契約の交渉、作成、締結、実施を通じて情報開示を行った者（以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の全ての情報や、情報開示者が開示時点において秘密として管理している複製物を含む情報（以下「秘密情報」という。）を、この契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また第三者に開示してはならない。ただし、以下の各号に定める場合を除く。

- (1) 本業務に関して、組合又は受託事業者に対して助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
 - (2) 組合が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合
- 2 以下の各号に該当する情報は秘密情報に該当しない。
- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
 - (2) 第三者から正当に入手した情報
 - (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
 - (4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報
- 3 受託事業者は、本業務を実施するに当たり個人情報を取り扱う場合、関係法令を遵守し、これらの規定に従うほか組合の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。
- 4 本条に定める秘密保持義務は、この契約の終了後も 5 年間その効力を有する。

(著作権等)

第 53 条 受託事業者は、組合に対し業務期間中及び業務期間終了後も次に掲げる行為を行うことを無償で許諾する。

組合が、本施設及び本業務の内容（ただし、受託事業者の営業秘密に係る部分として受託事業者が書面で公表の制限を要請した特定箇所を除く。）を公表すること。

- 2 受託事業者は次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (1) 本施設及び本業務の内容を公表すること
 - (2) 本施設に受託事業者の実名又は変名を表示すること

(著作権の侵害防止)

第 54 条 受託事業者は、本業務が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを組合に対して保証する。

- 2 受託事業者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害する場合、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなければならない。

(産業財産権)

第 55 条 受託事業者は、本業務において特許権等の対象となっている技術等を使用する場合、自己の責任及び費用負担においてそれを使用する。ただし、組合がその使用を指定した場合で、受託事業者が当該産業財産権の存在を知らなかったときは、組合は受託事業者がその使用に関して要した費用を負担するものとし、その負担の方法は組合と受託事業者との協議においてこれを定める。

(遅延利息)

第 56 条 受託事業者がこの契約に基づき行うべき組合への支払を遅滞した場合、受託事業者は、未払い額につき遅延日数に応じ、契約締結日における大月市建設工事請負契約約款(平成 9 年告示第 7 号)第 53 条第 2 項を準用した割合(1 年を 365 日とする日割計算とする。)で計算した額の遅延利息を付した上で、組合に対して支払う。

(管轄裁判所)

第 57 条 この契約に関する紛争は、甲府地方裁判所都留支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

(疑義に関する協議)

第 58 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、組合及び受託事業者が誠実に協議の上、これを定める。

(その他)

第 59 条 組合及び受託事業者は、この契約に別段の定めがある場合を除くほか、この契約に基づいて相手方に対して行う請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、催告及び解除その他一切の意思表示又は観念若しくは事実の通知を、書面をもって行う。なお、組合及び受託事業者は、当該請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとし、業務期間中に変更された場合、直ちに相手方に通知しなければならない。

2 この契約の履行に関して組合と受託事業者間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して組合と受託事業者間で用いる計算単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、「計量法」(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。

5 この契約上の期間の定めは、「民法」(明治 29 年法律第 89 号)及び「商法」(明治 32 年法律第 48 号)が規定するところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

7 この契約の定めるところに従って受託事業者が組合に対して書面で提出することを要する届出、通知、計画、報告、図面、図表その他の書類の内容及び体裁（図面等のデータを記録した組合の指定する記録媒体を添付することを含む。）、部数等については、この契約に別段の定めがない限り、組合が別途指定するところに従う。

別紙 1 業務日程

(第 5 条、第 12 条、第 43 条、第 49 条関係)

- | | |
|-------------------|--|
| 1 業務委託契約締結 | 令和元年 月 日 |
| 2 事前準備及び引継ぎ期間 | 契約締結～令和元年 11 月 30 日 |
| 3 業務期間
業務開始予定日 | 令和元年 12 月 1 日～令和 11 年 11 月 30 日
令和元年 12 月 1 日 |
| 4 次受託事業者への引継ぎ期間 | 業務期間終了の 2 ヶ月前～業務期間終了 |
| 5 運営期間の終了 | 令和 11 年 11 月 30 日 |

別紙 2 業務概要書

(第 7 条関係)

本業務は、組合と受託事業者により、以下の通り構成される。詳細は、要求水準書に定めるとおりとする。

1 組合と受託事業者との主な業務分担

業務委託の内容は、事前準備業務、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、関連業務等の本施設の運営管理に係わる包括的な業務である。

組合と受託事業者が分担する主な業務は、以下に示すとおりである。

- ア ごみ・再資源化物の搬入は、組合等の業務とする。
- イ 受付管理は、受託事業者の業務とする。
- ウ ごみ処理施設、リサイクルプラザ及びその他施設の運転管理は、受託事業者の業務とする。ただし、ごみ処理施設からの焼却灰の資源化及び飛灰処理物の処分、リサイクルプラザからの不燃残渣の処分及び乾電池・カレット・ペットボトル・白色トレイの資源化に関する契約は組合が行う。
- エ ごみ処理施設、リサイクルプラザ及びその他施設の維持管理業務は、受託事業者の業務とする。ただし、工業用水ポンプ施設の施設敷地外埋設送水管、管理棟の玄関自動ドア、トイレ、身障者用トイレ自動ドア、エレベーターは除く。
- オ その他の業務については、基本的に見学者及び住民対応等は組合の業務とし、それ以外は受託事業者の業務とする。

2 長寿命化総合計画の運用

- ア 受託事業者は、平成 28 年 8 月に作成されたごみ処理施設における「大月都留広域事務組合 まるたの森クリーンセンター 長寿命化総合計画」（以下「長寿命化総合計画」という。）を運用すること。
- イ 受託事業者は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 27 年 3 月改訂 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、リサイクルプラザの「施設保全計画」を作成し、組合の承諾を得ること。なお、リサイクルプラザの「施設保全計画」は、平成 28 年 8 月に作成された長寿命化総合計画に、リサイクルプラザの「施設保全計画」を含めた長寿命化総合計画の改訂版として作成しても良い。
- ウ 受託事業者は、ごみ処理施設及びリサイクルプラザの「施設保全計画」に基づき、施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。
- エ 受託事業者は、点検・検査、補修・更新、精密機能検査等の結果に基づき、「維持補修履歴」及び「施設保全計画」を毎年度更新し、その都度組合の承諾を得ること。

業務委託の内容及び分担（概要）

区 分	業 務 内 容	業 務 分 担		
		組 合	事 業 者	
従 事 者 管 理	1 総括責任者の確保	—	○	
	2 法的資格者の確保	—	○	
	3 ごみ処理施設運転操作等職員の確保	—	○	
	4 リサイクルプラザ運転操作等職員の確保	—	○	
モ ニ タ リ ン グ	1 全体管理、監視	○	—	
	2 セルフモニタリング	—	○	
事 前 準 備 業 務	1 業務実施計画書等の作成	—	○	
	2 職員研修、業務の引継ぎ等の実施	△	○	
受 付 管 理 業 務	1 ごみ・再資源化物の搬入	○	—	
	2 受付管理（計量、性状確認、手数料集計管理）の実施	—	○	
運 転 管 理 業 務	ごみ処理施設 運転管理業務	1 運転計画、マニュアルの作成	—	○
		2 搬入管理（誘導、性状確認）の実施	△	○
		3 運転操作、燃焼管理	—	○
		4 焼却残渣の積込	—	○
		5 焼却残渣の運搬・資源化及び運搬・処分	○	—
		6 日常点検作業、簡易修繕の実施	—	○
	リサイクルプラザ 運転管理業務	1 運転計画、マニュアルの作成	—	○
		2 搬入管理（誘導、性状確認）の実施	△	○
		3 運転操作	—	○
		4 不燃物残渣の積込	—	○
		5 不燃物残渣の運搬・処分	○	—
		6 乾電池・カセット・ペットボトル・白色トレイの積込	—	○
		7 乾電池・カセット・ペットボトル・白色トレイの運搬・資源化	○	—
		8 有価物（上記7以外）の売却	—	○
		9 日常点検作業、簡易修繕の実施	—	○
		10 施設全体の清掃	—	○
維 持 管 理 業 務	1 調達・管理計画の作成	—	○	
	2 調達・管理の実施	—	○	
	3 備品・什器・物品・用役の費用負担	—	○	
	4 点検・検査計画の作成、実施	—	○	
	5 補修・更新計画の作成、実施	—	○	
	6 精密機能検査の実施	—	○	
	7 長寿命化総合計画の運用	—	○	
	8 施設の保全の実施	△	○	
環 境 管 理 業 務	1 環境保全基準・環境保全計画の作成、遵守	—	○	
	2 作業環境保全基準・作業環境保全計画の作成、遵守	—	○	
情 報 管 理 業 務	1 報告書の作成、管理	—	○	
	2 運転データ等の管理	—	○	
	3 施設情報（取説、竣工図書等の図書類）の管理	—	○	
関 連 業 務	1 清掃、植栽管理計画の作成、実施	—	○	
	2 防火管理、警備・防犯の計画、実施	△	○	
	3 見学者対応、住民対応	○	△	
	4 関係官公庁等申請	○	△	
	5 ドクターヘリの着陸対応	△	○	

凡例) ○：主担当、△：主担当補助・支援・協力、—：業務範囲外

別紙3 提出書類の構成及び内容

(第14条、第15条、第16条、第30条、第31条、第34条関係)

1 業務期間全体の業務実施計画書及び運営管理マニュアル

受託事業者は、本業務開始の30日前までに、業務期間全体の業務実施計画書及び運営管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ることとする。ただし、リサイクルプラザの運転に関する内容については、令和6年度からの業務開始の30日前までに組合へ提出し、組合の承諾を得ることとする。

なお、提出する業務実施計画書及び運営管理マニュアルの構成等については、要求水準書に示す通りとする。

2 業務期間毎の業務実施計画書

受託事業者は、各年度の業務が開始する30日前までに、業務期間全体の業務実施計画書に基づき、当該年度の業務計画書を組合へ提出し、組合の承諾を得ることとする。詳細は要求水準書に示す通りとする。

3 業務報告書等

受託事業者は、詳細は要求水準書に示す通り、業務報告として、各種報告書を作成し、組合に提出するものとする。これに係る時期については、組合及び受託事業者が協議の上、定めるものとする。

なお、受託事業者は、事故及びその他の特記すべき事態が発生した場合は、速やかに事故の状況及び措置方法等を記した報告書を組合に提出するものとする。

詳細は要求水準書に示す通りとする。

別紙 4 委託料の支払方法

(第 11 条、第 12 条、第 35 条、第 36 条関係)

1 委託料の算定について

本施設の運転管理業務の対価に相当する費用は、受託事業者が算定した以下の費目から構成される。

(1) 運転管理業務にかかる費用

ア 運営費

(ア) 人件費

(イ) 用役費（電気、燃料、上下水道、薬品、油脂）

(ウ) 事務経費

(エ) 簡易修繕費

(オ) 保険料等

(カ) その他必要と考える費用

イ 維持管理費

(ア) 点検・検査

日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査をいう。

(イ) 補修・更新

点検・検査結果により、設備の基本性能を維持するための調整、部分取り替えや、設備が故障した場合の調整、修理、更新、再発防止のための調整、修理、更新をいう。補機類等耐用年数が短い機器の定期的な更新なども含む。

(2) 委託料の算定

受託事業者が見積りした委託料は、運転管理にかかる上記の各費用を基に、対価として組合より支払いを希望する固定金額を算定したものとみなす。

なお、受託事業者が見積りした委託料は、受託事業者が提出した技術提案書「様式 10-2-(1)業務経営に関する事項」によって算定された金額である。

2 委託料の支払いについて

ア 組合は、受託事業者に対し、委託料を毎月支払うものとする。

イ 支払う毎月の委託料は、業務期間 10 年間の委託料総額を 120 ヶ月で除した値（「毎月の委託料」とする）とする。

ウ 毎月の委託料は、税別千円止切捨（「端数処理」）とし、消費税額及び地方消費税の額を加算し支払うものとする。ただし、端数処理による毎月の委託料と各年度の委託料との不整合な差額（「端数処理による差額」）は、各年度の 3 月分にて調整し支払うものとする。

毎月の委託料 = 10年間の委託料総額 / 120ヶ月(千円止切捨) + 消費税額
及び地方消費税の額

各年度の委託料 = 10年間の委託料総額 / 10年
= 毎月の委託料(消費税額及び地方消費税の額を除く) ×
12ヶ月 + 端数処理による差額

3 契約保証金の支払方法等について

約款第11条第2項に定める「支払方法等」とは、同項に定める委託期間の10年間の契約保証金の額又は保証の額を、同条第1項に定めるとおり、初年度分は契約の締結と同時に付保するものとする。その後は、同条第4項による変更の場合を除き、委託期間の全期間にわたり、各年度開始日において据置き又は更新するものとする。

別紙5 委託料の改定

(第37条関係)

1 委託料の改定について

第37条第1項に定める契約当初の契約条件と実際の運営管理条件が異なる事態の主な事例(※)については、以下の通りである。

(※) 主な事例

ア 大幅なごみ搬入量の変動

イ 大幅なごみ質の変動

ウ 大幅な物価変動

2 その他

組合が受託事業者に対して負担すべき追加費用の支払いは、委託料の増額をもって行うことができる。また、受託事業者が組合に対して負担すべき追加費用の支払いは、委託料の減額をもって行うことができる。なお、損害賠償請求に関してはこの限りでない。

別紙6 モニタリングの実施

(第32条関係)

組合は、業務期間中、自らの責任及び費用負担において、本業務の基準類に定められた業務水準によるサービスが提供されていること並びに本施設が継続的に稼働可能な状態であることを確認するためにモニタリングを行う。組合が実施する各モニタリングについて、受託事業者は全面的に協力する。

なお、受託事業者は事前にセルフモニタリングを実施することとし、それに要する費用は、組合側の費用を除き全て受託事業者の負担とする。

詳細は、要求水準書に示す通りとする。

1 定期モニタリング

組合は、本業務の基準類に定められた業務水準のとおり運営管理業務が遂行されているか、業務報告書等の確認及び施設への立入検査等により1ヶ月毎に実施状況を確認する。

2 随時モニタリング

組合は、必要と認める場合には、運営管理業務の実施について確認する。

また、停止改善措置や継続改善措置の判断時においても確認を行う。

3 財務モニタリング

組合は、財務モニタリングを半期1回（中間決算時及び年度決算時）行う。

財務モニタリングは、受託事業者から提出される財務諸表等を分析し、受託事業者の財務状況を確認・評価する。

また、年度決算時には、包括的運営管理受託事業費のコスト分析を併せて組合に提出することとする。

別紙 7 業務の改善措置及び委託料減額の基準と方法

(第 33 条、第 38 条関係)

1 要求水準等を満たしていない場合等の対応

組合は、委託料の支払いにあたり、1ヶ月毎に実施する定期モニタリング及び必要に応じて実施する随時モニタリングにより、業務状況の良否を判断する。

その結果、要求水準等を満たしていない場合や事故等が発生した場合には、組合は、次のような改善措置をとるものとする。

(1) 停止改善措置

組合は、次の場合、受託事業者に本施設の全部又は一部を即時停止させるとともに改善措置を講ずることを通告し、改善方法及び改善期日を記載した計画書又は説明書（以下「改善計画書」という。）の提出を求める。

- ア 定期モニタリングの結果、要求水準等を満たさず、本施設の停止措置が必要であると判断した場合
- イ 事業の遂行に重大な影響を及ぼす事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、本施設の停止措置が必要であると組合が判断した場合

また、事業の遂行に重大な影響を及ぼす事故等の発生により、受託事業者の判断で本施設の全部又は一部を停止し、組合が随時モニタリングを実施して、その停止状態を確認した場合においても停止改善措置の手続きを行うものとする。

(2) 継続改善措置

組合は、次の場合、受託事業者への監視をより強化するとともに改善措置を講ずることを通告し、改善計画書の提出を求める。

- ア 定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないものの、本施設の稼働を継続できると組合が判断した場合
- イ 事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、その影響が軽微なため本施設の稼働を継続できると組合が判断した場合

2 改善措置の通告対象となる主な事象

- ア 環境基準の不遵守
- イ 機器・設備等の性能未達
- ウ ガス漏れ等の重大な事故
- エ 予定業務の未実施あるいは放棄
- オ 災害時の対策不良
- カ 安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生
- キ 計画処理量の大幅な未達
- ク その他組合が改善の必要があると判断した場合

3 委託料の減額等の措置

組合は、運営期間において、停止改善措置や継続改善措置をとった場合、受託事業者に改善措置を講ずることを通告するとともに、委託料の減額を行うものとする。

その場合、組合と託受託事業者は、業務不履行の程度に応じた委託料の減額幅を協議によって決定するものとする。

別紙 8 受託事業者等が付保する保険

(第 34 条関係)

受託事業者は、以下の提案する保険（例示）を、受託事業者の費用負担において付保するものとする。また、実際の保険設定においては、組合と受託事業者は別途協議するものとする。

以下は例示。

- ア 火災保険特約付き（建物、機械）
- イ 団体廃棄物処理プラント保険
- ウ 機械保険
- エ 受託者賠償責任保険
- オ 第三者賠償責任保険
- カ 労災総合保険
- キ 企業費用利益総合保険
- ク メーカー機械保険

別紙 9 不可抗力による損害等の負担割合

(第 18 条、第 41 条関係)

運営期間中に不可抗力が生じ、本施設の全部又は一部に損害等が発生した場合、当該損害等の額が、一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき委託料（第 37 条の規定による改定を考慮し、かつ第 38 条の規定による減額を考慮しない金額とする。）の 1% に至るまでは受託事業者が負担するものとし、これを超える額については組合が負担する。ただし、当該不可抗力の事由により保険金が支払われる場合、受託事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、組合の負担部分から控除する。

別紙 10 法令等変更による損害等の負担割合

(第 18 条、第 41 条関係)

1 法令等変更

法令等変更の種類	組合の負担割合	受託事業者の負担割合
① 本事業に直接関連する法令等の場合	100%	0%
② 上記以外の法令等の場合	0%	100%

なお、①の「本事業に直接関連する法令等」とは、特に本施設の運営管理業務及びその他本事業に関する事項を直接的に規制することを目的とした法令を意味するものとする。

2 税制に関する法令等変更

法令等変更の種類	組合の負担割合	受託事業者の負担割合
① 受託事業者の利益に関して課せられる税に関する税制度の場合（法人税、外形標準課税等）	0%	100%
② 消費税率及び地方消費税率に係る場合	100%	0%

なお、上記①②以外の税制度の変更があった場合は、組合と受託事業者との協議とする。